

阿賀野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 4 日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

阿賀野市規則第 3 9 号

阿賀野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

阿賀野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（令和 5 年阿賀野市規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表に次のように加える。

2	阿賀野市妊産婦医療費助成に関する条例(平成 3 0 年阿賀野市条例第 9 号)及び阿賀野市妊産婦医療費助成に関する条例施行規則(令和 2 年阿賀野市規則第 4 9 号)による受給者証交付の申請に関する事務、助成の申請に関する事務及び受給者に係る変更等の届出に関する事務
3	阿賀野市特定不妊治療助成事業実施要綱(令和 4 年阿賀野市告示第 4 5 号)による助成の申請に関する事務
4	阿賀野市不育症治療費助成事業実施要綱(令和 2 年阿賀野市告示第 7 1 号)による助成の申請に関する事務
5	阿賀野市重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成 1 6 年阿賀野市条例第 1 3 2 号)による受給資格の申請に関する事務、受給資格の更新の申請に関する事務、助成の申請に関する事務、受給者証返還の届出に関する事務及び助成金の返還に関する事務
6	阿賀野市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成 1 6 年阿賀野市条例第 1 2 0 号)及び阿賀野市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則(平成 1 6 年阿賀野市規則第 7 6 号)による受給者証交付の申請に関する事務、受給者証の更新の申請に関する事務、受給者に係る変更等の届出に関する事務、受給者証返還の届出に関する事務及び助成金の返還に関する事務
7	阿賀野市子ども医療費助成に関する条例(平成 1 6 年阿賀野市条例第 1

	21号)及び阿賀野市子ども医療費助成に関する条例施行規則(平成16年阿賀野市規則第77号)による受給者証交付の申請に関する事務、助成の申請に関する事務、受給者に係る変更等の届出に関する事務及び助成金の返還に関する事務
--	--

第4条の表に次のように加える。

16	阿賀野市妊産婦医療費助成に関する条例及び阿賀野市妊産婦医療費助成に関する条例施行規則による受給者証交付の申請、助成の申請及び受給者に係る変更等の届出に関する事務	当該事務に係る助成対象者に係る次に掲げる情報 (1) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報 (2) 外国人生活保護関係情報 (3) 健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)
17	阿賀野市特定不妊治療助成事業実施要綱による助成の申請に関する事務	当該事務に係る助成対象者に係る医療保険給付関係情報
18	阿賀野市不育症治療費助成事業実施要綱による助成の申請に関する事務	当該事務に係る助成対象者に係る医療保険給付関係情報

19	阿賀野市重度心身障害者医療費助成に関する条例による受給資格の申請、受給資格の更新の申請、助成の申請、受給者証返還の届出及び助成金の返還に関する事務	当該事務に係る助成対象者に係る次に掲げる情報 (1) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。) (2) 医療保険給付関係情報
20	阿賀野市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例及び阿賀野市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則による受給者証交付の申請、受給者証の更新の申請、受給者に係る変更等の届出、受給者証返還の届出及び助成金の返還に関する事務	当該事務に係る助成対象者に係る次に掲げる情報 (1) 地方税関係情報 (2) 医療保険給付関係情報 (3) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第13条各号に規定する情報
21	阿賀野市子ども医療費助成に関する条例及び阿賀野市子ども医療費助成に関する条例施行規則による受給者証交付の申請、助成の申請、受給者に係る変更等の届出及び助成金の返還に関する事務	当該事務に係る助成対象者に係る医療保険給付関係情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。